

津市学校給食会計管理システムの利用仕様書

1 利用目的

津市学校給食会計管理システム（以下、「本システム」という。）が常時、正常かつ安定して稼働できるようにするとともに、円滑な運用が行えるようにすることを目的とする。

2 履行期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日までとする。

この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

3 利用範囲

本システムの利用に関する範囲は、次のとおりとする。

- (1) システムの提供
- (2) 保守
- (3) 運用サポート

4 利用場所

教育委員会事務局、津市立小・中・義務教育学校、幼稚園及び学校給食センター

5 利用内容

(1) システムの提供

津市学校給食会計管理システム構築業務仕様書で示したシステム要件を満たすクラウドサービスを提供すること。

(2) 保守

保守対応時間	原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除く月曜日から金曜日の8:30～17:15 とすること。
	上記以外の時間帯に発生した障害については、翌営業日に速やかに保守対応すること（本システム障害時の緊急対応はこの限りではないこととする）。
保守体制	保守は発注者の所管する施設に常駐しない体制で対応すること。
	受注者は、保守対応時間に対応した連絡窓口を設けること。また、発注者から連絡を受けた場合、可能な限り速やかに障害や不具合を解消できる体制をとること。

	保守対象に不具合が判明した場合や、緊急に必要な予防保守等の定期メンテナンス日以外の緊急保守作業が必要となった場合は、直ちに発注者と調整を実施し、実施日時・作業手順等を取り決めて、速やかに保守作業を行うこと。
障害発生時	障害が発生した際には、障害箇所の調査、原因の調査を行い、速やかに発注者に報告すること。
	障害が発生した際には、障害原因の除去のために必要な措置を講じるとともに、復旧方法について事前に発注者と協議の上で、発注者の承諾を得ること。また、本保守対象が障害の起因でない場合も、復旧に必要な対応を求めた場合は対応すること。
	障害が発生した際には、障害発生状況を的確に把握し記録管理の上、同一事象の再発防止及び類似事象の発生予防のため、原因究明、対応策の検討・実施、再発防止策の検討・実施等の支援を行うこと。また、受注者側に原因があった場合、原因及び対応策について報告書にまとめて提出すること。
	本システムにおいて、ウイルスの検出や不正アクセス等の事案が発生した場合は、対応及び原因究明を行うこと。
脆弱性対策	履行期間中に本システムに脆弱性が発見された場合は、速やかに対策を行うこと。なお、費用は本契約に含む。

(3) 運用サポート

運用対応時間	原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除く月曜日から金曜日の8:30～17:15 とすること。
運用体制	運用は発注者の所管する施設に常駐しない体制で対応すること。
	受注者は、運用対応時間に対応した連絡窓口を設けること。

運用管理	サービスの品質向上、本システムの安定稼働、セキュリティレベルの維持を行うこと。
	本システムを利用する施設からの問合せ対応・管理を行うこと。
変更・構成管理	本システムに対する変更を一元的に管理すること。
	本システムの構成情報を最新の状態で管理すること。
バックアップ運用	業務停止を伴う障害が発生した場合は、直近のバックアップ取得時点までのデータ復旧を行うこと。
システムのバージョンアップ	改良、機能強化等によるバージョンアップの情報提供、適用対応を行うこと。
	バージョンアップによるプログラムリリースや配布について、必要性を検証した上で、本システムの運用に支障のないよう実施できること。
その他保守作業	その他の保守作業として以下を想定すること。 ・利用者の操作ミス等で、不正データが生じた場合の対応方法の報告 ・セットアップ項目（登録文言、組織コード等）の変更 ・組織コード等のコード体系の変更が見込まれる場合に、変更可否の調査と対応方法（代替案を含む）の報告
本システム更新時の引継ぎ	受注者は、発注者が本システムの履行期間満了後、別のシステムに移行する際には、次期システムにおける受注者に対し、必要な情報の引継ぎを行うこと。
次期システムへのデータ抽出	本件における本システムの次期システムへのデータ移行を考慮し、汎用的なデータ形式で、全件分のデータ抽出を行うこと。なお、費用は本契約に含む。
	本契約における本システムの次期システムへのデータ移行を考慮し、最新のファイルレコードのレイアウト、コード表など必要となるドキュメントを提出すること。なお、費用は本契約に含む。
履行期間満了後の処理	本システムの履行期間満了後は情報漏洩等を発生させないようにデータの消去を行うこと。

6 機密保護・個人情報保護

- (1) 本サービス提供上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本サービス提供の過程で得られた記録等を含む。）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (2) 本サービス提供のために発注者が提供した資料、データ等は利用範囲外の目的で使
用しないこと。また、これらの資料、データ等は履行期間満了までに発注者に返却す
ること。
- (3) 本サービス提供における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性
を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本サービス提供に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

7 特記事項

- (1) 保守及び運用サポートの履行後は、受注者は原則として、発注者へ文書による報告
を行うものとする。また本システムの障害の修復に係る報告についても同様とする。
操作方法の案内、軽微な問い合わせ対応等は、この限りではないが、詳細について
は別途双方で協議するものとする。
- (2) 本件について生じた疑義については、双方で協議を行い、その対応を決定すること
とする。